

## 議第二十四号

### 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

### 岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一十八の三の項第二号中「第一号」を「前号」に改め、同項第四号中「において」の下に「読み替えて」を加え、「第三条第五項」を「第四条第七項」に改め、同項第五号中「第四号」を「前号」に改め、同項第九号中「又は第三号」を「若しくは第三号」に、「をとる」を「（次号において「原状回復等の措置」という。）を講ず」に改め、同項に次の一号を加える。

10 法第五十一条第三項の規定により前号の規定による原状回復等の措置の命令に従わなかった旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

別表第一三十三の項中「多治見市」の下に「、関市」を加え、同表五十の二の項中「大垣市」の下に「、高山市」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる市の長に対しなされたものとみなす。

## 提 案 説 明

農地法に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。